

しつけと虐待はちがいます

「しつけ」とは、子どもが気持ちや行動を自分自身でコントロールできるように、子どものペースに寄り添って育てることです。

「虐待」とは、親の都合や感情によって子どもを思いどおりにしようとする行為です。

児童虐待は、子どもに対する人権侵害です。子どもの健全な成長にとって有害になるような接し方は虐待です。

身体的虐待

子どもの体に傷やあざなどが生じる(生じるおそれがある)ような暴行を加えること

- 殴る・蹴るなどの暴力
- タバコの火を押し付ける
- 乳児を強く揺さぶる
- 首を絞める
- 冬に戸外に閉め出す
など

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、その他保護者としての監護を怠ること

- 食事を与えない
- 入浴させない
- 病気でも病院に連れて行かない
- 学校に行かせない
- 子どもを残し度々外出する
など

虐待に 当たるとは 行為とは

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること

- 性的行為の強要・教唆
- ボルノ写真の被写体にする
- ボルノビデオを見せる
- 性器や性交を見せる
など

心理的虐待

ひどい暴言や無視、配偶者への暴力を見せるなど、子どもに著しい心理的外傷を与えるような言動

- 言葉による脅かし
- 無視する・拒否的態度をとる
- 自尊心を傷つける言動をする
- ほかの兄弟と差別する
- 夫婦間の暴力(DV)を見せる
など

相談・通告から“支援”が始まります。

オレンジ色のリボンには、「子どもへの虐待をなくしたい」という思いが込められています。

虐待はあなたの周りでも起こりうることです。特別なことではありません。

ひとりひとりが関心を持つことで、未然防止の大きな輪につながります。



オレンジリボン

検索